

茨城県立下館工業高等学校の部活動に係る活動の方針

令和5年3月1日

◇はじめに

部活動は、生徒の自主的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として実践されている。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与している。

しかし、少子化に伴う生徒の減少により、チームが組めない、生徒の希望する部活動がない、指導者不足による専門的な技術指導を受けることができない等の課題がある。

一方、部活動は学校管理下で行われるものの、顧問教員にとって、勤務時間外の指導は自発的な業務とされており、休日の指導により休養を十分に取ることができない状況も見られる。部活動は、顧問教員の献身的な勤務に依存して成り立ってきたという側面が否めず、結果として、休養はもとより、授業準備等の本務に十分な時間を割り当てられない状況が生じており、もはや学校だけで背負うことは限界に来ていると言わざるを得ない現状がある。

今日まで続くこれらの状況を改善するには、部活動改革を含む学校の働き方改革が不可欠である。部活動改革を推進することは、生徒の心身の健全育成はもとより、少子化などにより活動が継続できなくなる問題の解消や、専門的な知識や技術を有する指導者による質の高い指導の提供にもつながる。(令和4年12月 茨城県「部活動の運営方針」(改訂版) 茨城県教育委員会 より一部抜粋)

このような状況を解決するために、本校においても部活動に係る活動方針を策定し、部活動改革を推進し、生徒の心身の健全育成やバランスの取れた生活を構築するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

1. 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な活動時間の設定

① 1日当たりの上限、1週間当たりの上限

平日2時間、休日4時間、週計12時間を上限とする。(長期休業中も含む)

② 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振替える。

(2) 朝の活動を原則禁止

原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。特例として朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。

(特例とは、大会直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないために放課後の活動を朝の活動に振替える必要がある場合とする。)

(3) 休養日を適切に設定

① 原則、平日・休日各1日(週2日)以上の休養日を設ける。(長期休業中も含む)

② 生徒が大会等への参加により(土・日)に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替え

る。ただし、公式大会等を控えた2週間前からに限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、休日に連続して活動し休養日を他の平日に振替えることができる。

(公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合についても同様とする。)

③ 長期休業中には、1週間以上の連続した休養期間を設ける。

(4) 学校単位で参加する大会等の見直し

① 校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について精選する。

② 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じて、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

(5) 部活動の年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績について学校ホームページで公表

2. 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動である。また、可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し、運営する体制を構築する。

(2) 熱中症等の防止

熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に充分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

感染症予防対策については、県の方針に準じながら、適時適切な対応を徹底する。

(3) 事故、体罰、ハラスメントの防止

部活動における生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設、設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・ハラスメントの根絶を徹底する。

3. 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。また、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

段階的な地域移行の推進を図るとともに地域クラブ活動の環境整備への協力を行う。それにより、地域クラブ活動等との併存が考えられることから、1 (1)及び(3)について、関係者間の連携体制を構築し、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保について共通理解を図る。

4. 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 部活動数の精選と複数顧問制による交代指導の徹底

円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。(特定教員のみが継続的に部活動に関わる状況を作らない)

(2) 部活動指導員を活用

顧問教員の専門性や校務分担等の実態を踏まえ、部活動指導員の活用を積極的に要望する。

(3) 休養日の振替を徹底

1 (3)について、これを徹底する。